

第53回 佐用町議会〔定例〕会議録（第2日）

平成24年12月14日（金）

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	和 田 進	天文台公園参事	安 本 泰 二
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	前 澤 敏 美
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 126 号 平成 24 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について
日程第 2. 議案第 127 号 平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 3. 議案第 128 号 平成 24 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 4. 議案第 129 号 平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 5. 議案第 130 号 平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 6. 議案第 131 号 平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 7. 議案第 132 号 平成 24 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（西岡 正君） はい、皆さん、おはようございます。早朝よりご出席を賜り、ありがとうございます。

6 日の初日以後ですね、11 日に総務委員会、あるいは 12 日に厚生、昨日は産業建設常任委員会と、委員会に付託をされた件について、十分ご審議をいただいた、本当にご苦労さんでありました。

それでは、ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは直ちに日程に入りますが、日程第 1 から日程第 7 につきましては、12 月 6 日の本会議で、提案に対する当局の説明は終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第 1. 議案第 126 号 平成 24 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について

議長（西岡 正君） まず日程第 1、議案第 126 号、平成 24 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑をお願いします。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） まず、一つとして、10 ページの徴税費の関係の賦課徴収費、町税過誤納還付金 380 万円について、その、まず一つは内訳をお願いします。

それから、もう 1 点は、次のページの 11 ページで、南光地域福祉センター運営費 550 万円の工事請負金、この工事内容について。とりあえず、今、2 点、説明を加えてください。

議長（西岡 正君） それでは、答弁願います。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。まず、過誤納還付金の関係でございますけども、過誤納還付金につきましては、380万の中で、2種類ございます。

一つは、11月の全議員協議会で、ちょっとご説明をさせていただきましたゴルフ場の別荘の、住宅減免を適用する関係の還付金を200万挙げさせていただいております。全体では、約900万ほど見ておるんですけども、今回、どのぐらい出て来るか、ちょっと分かりません関係で、とりあえず200万を挙げさせていただいております。

11月の26日に、該当者のほうに、90通余り通知をさせていただいて、今、ご返事をいただいたのが、ちょうど20件いただいております。その中で、13件、毎月1回以上、定期的に使うということ、いただいております。7人の方につきましては、季節的にしか利用をしてないということで、申請はしないということ、いただいております。今回は、とりあえず200万挙げさせていただいておりますけども、最終的には、また、もしかしたら、3月補正でご無理ということがあるかも分かりません。

それから、180万につきましては、法人税の還付金の関係で、24年度、ちょっと、高額なものが2社出てきてまして、1社で160万ぐらいの還付。もう1社が80万ぐらいの還付ということで、2社で240万という大きな還付が出てきました。法人税につきましては、当初が300万という予算組んでおりまして、現在、既に170万ほどの不足が生じておりまして、今回、180万補正をさせていただいております。

合わせまして、380万の補正をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、続いて、答弁。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 失礼いたします。

お手元の資料11ページの550万円、工事請負金のことだと思います。これにつきましては、既に、ご承知のとおり、来年の4月から、さよさよサービスにつきましては、社会福祉協議会のほうに移譲という形で、現在、それぞれの調整している真っ最中でございます。その関係で、さよさよサービスの車庫、車が5台ございます。5台の車庫の整備費、それを今回、補正予算で計上させていただきました。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 南光地域福祉センター運営費の、先ほどの、さよさよサービスの社協への移譲に伴う、伴うというか、それに向けた準備、車庫の建設だという説明だったんですけど、この件については、社協の移譲に伴って、町が本来、責任を持つべきものとして、毎日運行であるとか、住民の負担軽減であるとか、サービスの関係で、移譲にすることによって、住民の声が届きにくくなると。そういう点で、問題があるのではないかということで、これまでも議会の中で、取り上げられてきているところなんですけれど、改めて、その、さよさよサービスの運営については、移譲することによって、一番大きな要求として、現在、隔日運行ですけど、毎日運行はしないというような答弁があったかと思うんですが、改めて、その件は、その移譲に伴って、その点については、どのようになるのか、お聞きします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長、はい。

町長（庵途典章君） 移譲について、運行をですね、社会福祉協議会で、今後行っていただいても、現在、佐用町で行っていても、これについて、町民の声が届きにくい、届かないという、そんな差はありません。

それぞれ、逆に、社会福祉協議会のほうは、福祉事業として、広範囲な、いろんなサービスを行っております。そういうサービスと一体的なですね、今後また、運営についても考えていただける、そういう可能性もあるわけでありまして、ただ、昨日もですね、この地域交通対策会議というのを、開催をいたしました。

この地域交通対策会議において、この件についても、今後、過疎運行としてのですね、運行を行うために、申請を行う、会議の承認をいただかなければなりません。その中にはですね、現在の、バス会社、鉄道会社、そしてタクシーの、それぞれ事業者、そういう現在の、既存の事業者も参加をいただいて、皆さん、その方々にも了解をいただかなきゃいけないということでもあります。

そういう中であって、タクシーの、特に事業者においてもですね、非常にまあ、逆に、自分達の事業が圧迫されているというような、当然、その事業者としての状況も、不満もあります。そういう方にも、やっぱり配慮した形で、全体の地域交通体系というものを確立していかなきゃいけないという中でありますのでね、これまで答弁させていただいたとおり、方針としては、隔日運行を行っていき、また、路線においては、町独自の、今、マイクロバスの運行も行っていくという形、そして、タクシーの事業者においても、そのタクシーも、その交通体系の一環としてですね、当然、その役割を担っていただくという形で、住民の皆さんの交通の確保、全体として、今後とも維持をしていくということになります。以上。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 今の、さよさよサービスの関係ですけど、移譲ということで進めているということなんですけど、委託と移譲では意味が違うんですけど、委託というようなことは、今の方針としては、考える余地はないんですか。

議長（西岡 正君） はい。

〔山本君「議長、これ、質問、おかしいで。答弁いれへん、こんなん。こんなん、おかしいやん」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 分かりますか。ちょっと、答えられますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ここは、それに伴う予算、今日は審議、補正予算です。そのやり方、方法、そういう件についての、一般質問なりでいただければと思いますけども。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） まあ、移譲に伴う車庫ということでね、当然、その前提になる移譲がどうなのかという点は、明確にしておく必要がある。議会でね。当然のことだと思います。

それで、町長の今までの答弁で、結局、経費、運行経費については、従来どおり全額負担するんだというのが 1 点。

それから、2 点目に、毎日運行についてはね、私も 1 回、前、一般質問したんだけど、その時に、新しい運営形態は、また、社協で考えてもろたらいいんだというような答弁をする一方で、議事録やテープ、よく起こして見てたらね、企画防災課長が、地域公共交通会議の中で、結局、毎日運行しないということは、確認されておるんだと。前提だということを、本会議の答弁でされておるわけですね。そういうことであれば、これはもう、当然、毎日運行はないということでね、しないということでの移譲であって、それから、全額町費負担ということであればね、だったら、移譲の意味はどこにあるのかということなんですね。この点ちょっと、明確にしていきたいんです。

つまり、経費は、町が負担するけれども、毎日運行しないという町民の要求は打ち切るということになっている。そういうことですから。

ただ、まあ、過疎地有償運送にすることで、町外に出れるというメリットは言っていたけれども、それに比べたらね、やっぱり毎日運行の要求なんかは、もっと大きなもので、そのあたりが、なぜ、町が移譲しなきゃならないかというのは、明確じゃない。

それで、確認したいんだが、毎日運行しないというのは、もう、確認されておるんじゃないですか。それを確認しておきます。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。はい。

町長（庵途典章君） これは、先ほど言いましたように、町が独自で、勝手に運行計画を作って、そのままできるものではない。許可を受けて、この事業を実施するという事です。

その許可を受ける前提として、地域交通対策協議会というものが、設置して、そこでの承認を受けて行くと。だから、移譲してもですね、今後、例えば、社会福祉協議会が、今後、事業を行っていただくにしても、その社会福祉協議会の中で、じゃあ、こうしていこうということが、今後、生まれたとして、当然、そういう計画を新しく作れば、それは、地域交通対策会議というものを開いて、そこで承認を受けてするという事です。

だから、社会福祉協議会、全て、独自で、そういう承認なしでできるものではないという。

ですから、現在の運行については、隔日運行を行うということで、移譲を行いますけれども、当然、それは計画、今回の申請においても、そういう申請になります。

だから、今後、いわゆる、その、毎日運行をしていくということであったとしても、そういう協議会を行って、その中で、承認が得られなければ、それはできないという事です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 公共交通会議で承認するというのは、法的に決められておるわけだから、その公共交通会議でね、今回の移譲の件は、今まで議論してきておるんですよ。そのかけた中で、毎日運行はしないということが前提でね、この移譲が、公共交通会議で認められたと。それが経過じゃないんですか。そのことを確認しようんですけど。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵途典章君） 何度も、そのことを、私は、言っているつもりですけども、そういうことで、交通対策会議で承認を受けたという事です。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） ああ、もう 1 点。鍋島議員、もう 1 回。

16 番（鍋島裕文君） もう 1 点、確認は、結局、最初に言った、全て町負担。社協負担はない。この確認は、よろしいですか。

議長（西岡 正君） はい。

〔鍋島君「運行経費」と呼ぶ〕

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 社協での経営努力は、当然、運行のね、効率的な運行の努力は、当然、義務があります。

だけど、その社協の運営費、これは、このさよさよサービスの運行だけではなくって、福祉サービス全般にわたってですね、当然、行っていただくにあたって、現在も、町のほうで、その経費というものを負担しております。全体で、社協のサービスが支障のないように、町としては、その補助を行っていくと。今後とも、社協を支えていくということになります。

[岡本義君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 9ページ、10の10、総務管理費、35番、企画、土地購入、1億2,176万4,000円。この場所と面積、地目、単価をお願いします。

それから、15ページ、25の農林水産業費、林業費の10番、シカ処理施設、257万円。これはですね、単体の個人のかた、1人であるんか。それから、場所ですね、それから中身的に、どんなもんかいうことの説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

[総務課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 土地購入費の1億2,176万4,000円でございますが、これについては、中山の残土処分地のものでございます。

で、これについては、取得価格、これは4回に分けて購入をしております。平成16年の4月6日、16年の6月17日、16年の8月19日、18年の12月12日と、4回に分けて購入した取得価格、これが1億1,508万4,895円。それと、これにかかる利息。これは基準日が25年2月28日で667万8,610円。これについては、年利率0.7パーセントです。これは、佐用町の土地開発基金の管理運用規定18条に明記してあります0.7パーセントでございます。これをプラスしまして、1億2,176万3,505円になります。それで、予算上1億2,176万4,000円ということでございます。

[農林振興課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長、答弁願います。

農林振興課長（茅原 武君） シカ処理施設の関係でございますが、これは、横坂、佐用町の横坂でございます。横坂で榎本さんが猪鹿庁ということで、今、看板を上げられておりま

すが、ここでの処理施設を整備されるということでございます。

現在、自己資金で、いくらかはされておるんですが、後、河川改修工事に伴う部分がございます、その土地等の確定ができ次第、冷蔵庫の購入をされて、それをされることによりまして、県のガイドラインをクリアしていくということでございますので、そこへの助成でございます。個人の経営形態ということです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

3 番（岡本義次君） 当初の申山の件ですけれど、地目は今、あれ、何になっておるんかということと、それから面積は、何ぼだったんかいな。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 面積については、15 万 1,271.96 平方メートルでございます。ちょっと地目は、ちょっと今、確認、ちょっとできません。雑種地だと思います。

議長（西岡 正君） はい、岡本議員、よろしいか。
ほかに。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 同じ 9 ページで、ちょっと関連でお聞きします。

15 町歩で 1 億 2,000 万円、で、この価格については、管理運用規定に基づいてね、取得価格から利息加算した額ということで、今、説明がありました。

まあ、同じ役場内の金の引き渡しなんで、何ちゅう問題じゃないんじゃないかという気もするんだが、管理運用規定で言うならば、その筋でいいんだけども、ちょっと、管理運用規定の中でね、現状が時価と、かなり異なる場合は、やっぱり時価にきなさいというような条文がありますわね。そのあたりは、いや、ここが、いくらするか知りませんが、問題なかったのかということが 1 点ね。引き渡し価格ですわね。総務課から企画防災課への引き渡し価格、それが 1 点目。

それから、ついでに 9 ページでお聞きします。この次の太陽光の関係ですけども、これは、新聞等、また、町長説明等でね、LLP いうんですか、有限責任組合か何かいうようなことだったんだけども、その内容についてね、ちょっとお聞きしたいんですけども、まあ、できたら、LLP の概要と、それから、本町と IDEC との関係ではどうなるかということで、ちょっと以上の点、お願いします。

一つは、新聞報道ではね、送電線含めて事業費約 15 億円ということになっています。これは、この事業組合だったら、事業費も折半になるのかということ。

それから、こういう事業費に対して、国庫補助等の関係はどうなるのか。そのあたりは、どう見ておられるのか。

それから、売電収入の関係ですけれども、勿論、これは来年以降ですけれども、一応、計画では2億2,000万、年間ね、売電収入、が新聞報道です。この売電収入も、いわゆるI D E Cとの折半なのか。そうなった場合は、土地を町が貸し付けるわけですから、組合にね、そのあたりは、折半でいいのかなという気もするんですけども、そのあたりは、どういう考えなのか、そのあたりの点について、お願いします。

[総務課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、総務課長。ちょっと、総務課長のほうから先。土地の関係のほう。はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） これについては、ここらあたりで、取引事例等も、あまりありませんので、やっぱり取得価格というか、これで算出するしか方法はないと思います。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） その土地の価格の問題ですけれども、当然、価値はですね、時価評価すれば、もっと高くなりますね。当然、それだけの工事が入って、全て造成してあるの。元々は、もう山林なり田んぼ、そのままで購入しているわけですから。

当然、ほかに売却するんであればですね、その価格を、また、時価評価をしてですね、売却するということになりますけれども、同じ町の中で持つものですから、まあ、この価格で算定をします。

ただ、その中で、もう少し詳しく言いますとですね、利息が、この4年間のあれで、667万ほどの利息が上乗せしてあります。ただ、この残土処分地としてですね、4年間の事業の中で、毎年、400万余りの土地貸付収入というものをいただいておりまして、それが4年間で1,610万ほど、既にいただいております。だから、この土地貸付収入は、土地開発基金に、毎年、全て積んできております。

ですから、本当は、その意味から、等価から見ればですね、その分は、差し引いてもいいんですけども、それは、土地開発基金を運用して、そこから収入を得たということで、土地開発基金が増えたということになります。

で、現在の土地開発基金は、1億2,500万ほど、今、保有しております。これで、買戻しして、その土地開発基金に、また、新たに、この買い戻した物を積み立てるということになりまして、今後、これを完了すれば、約2億4,600万余りが、土地開発基金として、町が、これから、また、保有しているという形になるわけです。はい。

それから、I D E Cとの事業について、この、共同事業を行うということでお話をさせていただきまして、これは対等の形でやりたいという形で、お話をさせていただいておりまして、LLPの有限組合についての、内容については、前にもお話をさせていただいたと思いますけれども、これは、設立、代表者を決めてですね、組合の設立を届けずればいいという形になりますので、ただ、これについては、出資についてはですね、いくらでもいいという、制限はないんで、ただ、今後、事業を行うために必要な出資を、まず、行っていこうということで、今回、予算でも1億5,000万の予算を計上させていただいております。これは、I D E Cのほうも1億5,000万、まず、組合に出資するという形になるわけです。

こういう事業に対してね、先ほど、国庫補助とかですね、そういうお話ですけども、これは収益事業でありまして、そういう補助金も、当然、受けることはできませんし、起債等も何か借りれないかということでは、研究はいたしましたけれども、やはり、収益事業である限りですね、なかなか、そういう、その、起債というものも借りれません。これは、町の単独の費用で事業は賄っていかなきゃいけないと。

そのために、それによって、また、何も制限を受けない。制約を受けない形で、その利益は使えるという形になります。

それから、収入、当然これは、売電収入があつて、経費も差し引いていきますけれども、純利益というものが上がってきます。これは、I D E Cと半分ずつという。当然、出資も半分ということは、利益も半分という、対等の関係になります。

ただ、その土地を、当然、町は、提供をしているわけですから、これは、以前にも、私、説明したと思うんですけどね、土地代は、土地代として、いただくということですし、また、固定資産税、償却資産税もいただくということになりますのでね、実際の収入は、当然、土地を出しているわけなんです。まあ、この土地代を20年間で、だいたい、どう言うんですか、土地代が戻ってくるぐらいな、今回、買い戻しますけどね、その買い戻したお金ぐらいな金額を土地代でいただけるように考えていこうというふうに考えております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員、よろしいか。

16番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） 12ページの民生費、児童福祉費、児童福祉施設整備費の工事請負金2,250万についてお尋ねしますが、前回の補正でも、この平福保育園の関係の追加ということになると思うんですけど、この工事の内容、追加された増額の理由をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 議員のおっしゃられますように、今回の補正につきましては、先般の議会で補正をさせていただいた追加の補正額でございます。

その時にですね、現在の平福保育園の改修工事ということで補正挙げさせていただきまして、概ね76平米の増築部分が必要になり、それに附帯する工事として、先般の議会のほうで補正をさせていただきましたが、今回、9月末に設計業者決まりまして、10月以降、それぞれ設計、詳細、今、検討しているわけなんですけど、大方の設計の金額等が見えてきましたので、今回、12月の補正で、本来、増築する76平米プラス26項目にわたって

保育園長、又は、保育士との調整会議の中で、不具合なところが、やはり出て来ました。

例えば、調理室関係、それから、電気・空調設備関係、それから、便所等の水回り関係ということで、こういう電気、水回り関係、非常にこう、費用等が重なりました。そういったことも含め、後、通常通り保育室等の改修等も前回の補正のところで挙げさせてもらってますので、その差額分で、どうしても必要な額が、今回、見込まれたということで、2,250万円の補正を挙げさせていただいたということでございます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員、よろしいか。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 前回の補正の時に伺った時は、この平福保育園のね、増築をする目的として、3園、石井・長谷・平福保育園の統合を前提にした改築であるという説明があったかと思うんですが、それについては、その関係する住民の合意は取れていますというご回答があったかと、その時は、認識しているんですけど、その後、地域で、それは納得できていないんだというような事例もあったかに聞いたんですけど、そういったことは、当局は掴まれているんでしょうか。

住民合意という点で、きちんと取れていたかどうかということをお伺いしたいんです。

[健康福祉課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） これは、特別委員会のほうでも、また、前回の時にも、ちょっとお話しさせてもらったと思いますけど、現在、平福保育園の場所に向けての長谷・平福・石井、それぞれ昨年からの懇談会のほうを実施しておりました。その後、それぞれの懇談会の中で、概ね、新園設置方式、それから、場所については、平福保育園でと。3園が統合をするということで、概ねご理解をいただいたということで、その後、それぞれ通園の手段とか、保育サービスの内容とか、施設の整備については、個々の懇談会で行うのではなくて、やはり、それぞれ、3園が寄るのだから、寄って協議会の中で進めようじゃないかということで、協議会のほうが、既に始まっております。

で、2回、協議会のほうも、開催をいたしました。その中では、いろいろまだ、論議の中なんですけど、施設の整備面等のお話も、前回は、こういう形でやる予定ですということを見せていただきましたが、今、質問の中でも、各懇談会においては、場所、それから、3園が新園で平福の場所にとすることは、概ね、ご理解をいただいております。

いち早く、協議をする中、協議後には、速やかに、保育園で統合、3園が集まった保育を進めていきたいということで、9月にも補正を挙げさせていただきまして、今回、追加の補正を12月に挙げさせてもらったということでございます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員、よろしいね。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。もう1回。

17 番（平岡きぬゑ君） 住民合意の関係で、その懇談会などの会議録見ますと、その関係者では、合意が取れているんですけど、その懇談会に出席しない、その地域のかたであるとか、そういう方々に対する、地域の拠点施設ですからね、そういう公共施設。ですから、その大きな変化が伴うことについて、町として、丁寧な説明が、これまでされてきたかどうか。そこらへんの経過が、いまひとつ、概ね理解してもらっているという、概ねの意味が、そこらへんに含まれているんですか。ちょっと、その点、お願いしたいんです。

議長（西岡 正君） はい。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 保育園の場合、ご存知のとおり、各家庭で保育に欠ける子ども達の幼児保育と言いますか、幼児教育と言いますか、そういう公共施設でございます。

で、今回は、もうご存知のとおり、小学校と保育園と、それぞれ町内の適正化ということで、やはり人員等も含めながら、また、地域性も考慮しながら、今回、適正化で、それぞれ各地域に回りまして、懇談会、それから委員会等を、今現在、やっている真っ最中でございます。

住民の方々に対しましては、それぞれ情報誌、又は、前段には、それぞれ各地域で説明会等も開かせていただく中、教育委員会とも協力して、情報提供はしておるところでございます。

また、懇談会、また、協議会におきましても、それぞれ地区の地域の代表者の方、また、保護者におかれましては、PTAの方におかれましても、それぞれ組織の代表の方、それぞれ入っておられますので、やはり持ち帰っていただきまして、それぞれの地域、又は、それぞれの会議の中で情報提供し、また、そのご意見等を協議会、又は、懇談会で言っていただくと、それが、協議会、又は、懇談会の中身ではないかと思っておりますので、そういう形で現在進めておるということでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） なぜ、これ聞くか言いますとね、前の議会の時に、私、確認させてもろたんですね。3園統合については、住民合意が大切だと。この住民合意はできているかという点での確認をさせていただいた。その中には、石井保育園なんかは、もう1日も早く統合したいという声なんだというね、そういう会議録等も示されて、そういう状況であれば、住民合意ができているというふうに判断せざるを得ないということまで、指摘をさせていただいたんですね。

ところが、これも岡本安夫議員を責めるわけじゃないけども、その後、岡本安夫議員の謝罪文の関係が、事実として配られたというような経過があります。岡本安夫議員を責めているんじゃないですよ。

問題は何か言うと、議会には、住民合意取れておるといふ、当局言うけれども、実態と

しては、住民の中にね、本当に合意が取れていたのかという点で、やっぱり問題が残ったんじゃないかというふうに思わざるを得ないんです。

で、こういう事業というのは、禍根を残さないというのが大事だから。地域住民とのね。そういう点からしたら、こういう事態になっていることについて、住民との合意が十分取れていないんじゃないかと思わざるを得ないような事態についてね、町長は、何が欠けていたのか。どうしなきゃいけないかというふうに考えておられるのか。この点は、もう前回、当局は言い切ってますから、住民合意取れておるから、大丈夫ですってね。そういう経過からして、町長の答弁や見解を伺いたい。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 皆さんがね、言われる、住民合意というのは、どういうことまでを担保すれば住民合意なのか。これは非常に難しいですね、実際。

で、今、平岡議員も言われたようにですね、この進め方というのは、まず、各園での懇談会を行っております。何回も。各懇談会でですね、皆さんは、それぞれの意見は、確かにあるんです。それは、残したいと。あればいいという意見もね、あります。まあ、早く、統合、一緒にしたいという意見もある。

でも、やはり、最終的に一人ひとりの意見は、いつまで、その同じ意見をしていても、皆が、やっぱり、そこで合意を、話を一つのものにまとめてもらわないと、話は前に進みません。

ですから、懇談会の段階ではですね、各園とも、3園で統合する。それを、場所は、平福保育園を、新しい園とするという合意は、そこで懇談会の段階で取れたから、今度、協議会に、後、通園の方法とか、新しい園のあり方、どうするかという話に入っていったわけですね。

だから、私も、そのつもりで、協議会に参加を、話を、出席しますとね、住民と言っても、全く、懇談会なりに参加されていない住民からじゃなくって、懇談会に出ておられる、役員として出ておられる方からね、また、懇談会での自分の意見、そういうことが、出て来るんですね。これは、やはり、話はもう、進まないですね。そういう話ですと。皆、約束事で、懇談会では、あったけど、いろいろ意見があったけども、これは、統合をしようということで、3懇談会、園が集まって協議会を作っているわけなんで、もう少し、やっぱり、そのことを前提とした話をしていくというのが、これはルールだと思います。そのルールが、なかなかね、守っていただけないという面は、確かにあります。

ただ、総意として、これを、そういう結論が出て、懇談会、協議会をして、統合に向けて準備を進める以上、町としては、やっぱり町の責任として、この施設を、きちっと新しい園として、今後運営できるようにですね、こうして増築もしたり、中の改造もしたりですね、そういうことをしていく、やっぱり、町としての、これは責任だというふうに思っております。

ですから、岡本議員が、もう既に、懇談会の中では、もう、石井についても、25年度、来年度に統合します。するようになりましたということ言われたのは、私は、決して間違いの話ではない。それはもう、懇談会で。ただ、全てのことが決まっていないというのは、

その全てというのは、統合することは、前提として、後、その通園方法でありますとか、新しい施設の内容については決まっていないということで、そこまで、何もかにもが決まっているわけじゃないんだということを言われた。そのことは、それは、言われた方ほうが正しいし、ですから、そこのね、言葉の捉え方、言い方だと思いますけども、経過としては、そういうことで、きちっと、そういう、それぞれ手順を踏んで、話し合いをして、この新しい園に向けてですね、きちっと、開設するためにですね、進めているというのが現状だというふうに、私は、認識をいたしております。

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員よろしいか。
はい、ほかにありますか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2番（新田俊一君） ちょっと勉強不足で分からないんですけども、同じ 12 ページの、この委託料のところでね、100 万円挙がっておるわけなんですけども、児童保護措置委託料というのは、これ内容は、どういったものですか。ちょっとお教え願いたいんですけど。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） この児童保護措置委託料と言いますのは、佐用町の方が、町外の施設。町外の保育園に保育を希望される場合は、こういった形で、保護措置の委託料というのを、その施設のほうにお出しするというふうになっています。これに対しましては、2分の1が、国から補助があり、4分の1は県の補助があるわけなんですけど、それに町も当然、町民の方でございますので、それに関して措置委託料ということで、他市町におわたしすると。そしてお願いするということになっております。

2番（新田俊一君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

12番（岡本安夫君） 今の児童福祉施設整備費についてなんですけども、まずその、この工事がですね、当然まあ、協議会の合意が前提なんですけれども、4月に間に合うかということとですね、その、ちょっと、協議会に出ておられる方の話を聞きますと、その、進入路の関係についての、何か、要望が出ているそうなんですけれどもね、今後、こういう協議会から、こういうあれが出た時に、進入路について、検討される余地はあるのかという、この2点、お願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） まず、1点目の時期等でございますが、前回の協議会の中でも、委員さん、お集まりの委員さんにも、ちょっとご説明を、担当のほうからさせてもらったんですけど、こういう時期でございます。それから、設計にこう、非常に既存の施設を改修ということで、今も追加補正を、今回、挙げさせてもらってますように、非常にこう、大掛かりな工事で、設計の期間もかかっております。われわれも、何とか、4月1日ということで、ずっとお話の中で進めておるわけなんですけど、ちょっと時期的にも、なかなか難しいのではないかなということで、先般では、協議会の中では、お話はさせていただいております。

なお、今後の着手着工の時期につきましては、再度また、協議会の中で調整する中、時期を選定し、設備内容につきましても、協議会で説明して、1日でも早く着工ができればなというふうには思っております。

議長（西岡 正君） はい、岡本議員、よろしいか。

〔「進入路」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい。

健康福祉課長（森下 守君） ああ、もう1点ですね。

進入路につきましても、各協議会の委員さんのほうから、要望等も挙がっておりますが、ちょっと何分、土地の、道路の幅、又は、新規につきましても、用地の関係もございまずので、協議会の場では、意見としては、お伺いするというので、ご返事等は、まだ、ようしておりません。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

12番（岡本安夫君） 例えば、いくら施設ができて、進入路がこれじゃなということになると、余計、その協議会の話が進まないんじゃないですか。ある程度。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 進入が、これだなと言って、進入路が今の現在で、平福保育園としてですね、もっと児童数の多い時もですね、当初、つくった時に、決して、あそこで問題があったわけではないとも思っています。

確かに、広いことはないんですけども、園児の、どこの保育園の中でも、そういう、そ

の道路、そんなに広い所に面してというわけではないんで、ですからまあ、通りやすく、ある程度改善するということはね、まあまあ、できる限りのことは、当然、考えていったらいいというふうに思ってますけども、進入路はを根本的にですね、何か、広い大きな施設ができるから、そこに大きな道路をつくるということまでを、その協議会の中で、それが要求だと。それが住民合意の条件だというのは、私は、ちょっと、協議会としても、もう少し理解をいただかなければならないというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

12 番（岡本安夫君） 今まで、十分、使われていたということなんですけども、私も 1 回だけこういうことがあったということだけ申しておきます。

今頃の時期でしたかね、その保育所へ行った。ちょっと用事があって行った時に、たまたまこう、向こうの出て来る車に出会った時に、ちょうど、ちょっと雪が、ちょっと薄っすら降っているような状態だって、そういうことだって、まだ、あれ、スタッドレスに換えてなかったからかどうかわらんけど、ちょっとした坂があるんですけど、そこでこう、ずっと滑って行って、ブレーキも何も効かんと、ぶつかりそうになったというようなことがありますので、微妙な坂なんですけれども、なかなかね、そういうこともありますんで、今まで、ずっと使われているから大丈夫だというのは、これからは、どうかなということもあるんで、そういうことだけ申しておきます。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 3 点、お伺いをします。

まず、13 ページの予防費の関係ですけども、予防接種委託料 397 万、これの増額の内訳を、まず 1 点。

それから、2 点目に、14 ページの農業振興費ですけども、新規就農総合支援事業。これ、減額で 450 万。当初予算の段階では、これ、県費だったか、国庫補助だったと思うんです。多分、ほぼ全額みたいな形で事業削減されているんですけども、その理由について。

それから、3 点目ですけれども、15 ページ。先ほども出ていましたけれども、林業総務費の関係のシカ処理施設整備事業補助金。これも当初予算の段階で、補助金絡みのやつが 500 万ぐらいあったと思うんですけども、その事業との関連性について。以上、3 点、説明をお願いします。

議長（西岡 正君） それでは、答弁願います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） それでは、私のほうから、13 ページの、衛生費、保健衛生費の予防費委託料、予防接種委託料の 397 万円の、今回、補正について、ご説明申し上げます。

当初予算等では、年間計画の中で、予防接種の委託料を計上させていただきました。

今年につきましては、非常にこう、制度、予防接種のワクチンの内容が、2回変更、大きくありました。その内の一つは、ポリオワクチンでございます。従来の生ポリオから不活化のポリオに改正ということで、それに伴います単価の改正等がございますので、その増額が必要になりました。

それと、もう一つ大きく変わりましたのが、三混。三種混合ワクチンがあります。従来から百日咳、ジフテリア、破傷風という三混ワクチンがございましたが、そのワクチンに、今回は、9月に変わりました不活化のポリオが、新たに入りまして、四混のワクチンということで、これが11月以降、制度化されました。その関係で、従来接種されている方につきましては、継続的なやり方は、これは国の指導の下で、医師会と調整していく中、やるわけなんですけど、新たに、対象者になった方につきましては、不活化のポリオ、そして四混のワクチンを接種するというので、既に、医師会ともまとまってやっておりますので、その予算計上が、今回、397万ということで挙がったということでございます。以上でございます。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 新規就農の関係でございますが、新規就農につきましては、当初、制度が新たに始まったということでございまして、5人の方の見込みという形での予算を計上させていただいております。

お1人様が、だいたい150万円ということで、制度的には5年間の新規就農。新たな方については、最長ですね、該当される方につきましてはということでございましたが、制度の内容がかたまっていくに従いましてですね、いろいろこう、新たな、新規就農の方の対象者を探していったわけですが、1名の方につきましては、既に、新規就農という形での150万円の該当ということでございます。

もう1名の方につきましては、今、進行形でございますがということで、後、当初予算が5名だったということでございますので、3名分について、今回、減額をさせていただいたということでございます。

それから、もう1点のシカ処理の関係でございますが、当初、500万円を挙げさせていただいております。これは、三日月地域での計画があったということでございまして、こちらにつきましては、今、進行形でございます。

で、後、これにつきましては、先ほど、新たに発生した分でございますが、先ほど、ご説明申し上げましたように、横坂での新たな施設をつくるということでの助成金でございます。

一応、当初、要綱等で計画をしておりましたのが、町内に3箇所程度ということで、今、要綱等では設置しておりますので、今、2箇所目がスタートしておるということでございます。

議長（西岡 正君） はい、石堂議員、よろしいか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） そしたら、再質問ですけれども、これ、予防接種の関係で言えば、新たに、不活化ワクチン、それから三混のほうに、ちょっとね、三種混合のほうが、僕、説明聞いた段階では分からないんですけども、いわゆる、その、今、言われている新三種混合、私も、これまで、一般質問なんかでさせてもらったんですけども、MMRの三種混合じゃなしに、従来のやつに不活化のポリオを入れた、IPVを入れたやつの三種混合というふうな理解でええんですかね。

もし、それであれば、町の要綱が、これ、予防接種の要綱の整備というのが、できているのかな。

僕、ちょっと、厚生常任委員会にしながら、それらが盛り込まれたことを承知してないような気がするので、その要綱の整備が終わっているのかどうかというのが1点。

それと、もう1点は、ああ、失礼しました。予防接種の関係は、以上です。

それから、その新規就農の事業の関係ですけど、これまだ、今、時期は12月で、やっぱりこの、新たな新規就農者を募集して、地域農業の発展ということで、事業の取り組み始めているんやから、ちょっと、5名見込んでおったやつが、もう2名ぐらいで納まっちゃうという見込みを切るんが、早すぎるんじゃないかなという。

ただまあ、もう年度の途中で結果が出てしまうのであれば、努力は、後、しないんだということでもいいと思うんですけども、減額するんは、別に、3月でも構わんのん違うかなど。何か、減額いうんか、事業の諦めが、非常に早いような気がするんで、いや、もう、この時期に、これ以上は増えないんですという確定的な理由が何かあるんだったら、それをもって、再答弁いただけたらなど。

それから、シカ処理施設の関係ですけども、これ、当初、三日月で予定されていたやつは、確かこれ、県の補助金が付いていたというか、財源として国県があったと思うんです。

で、今回、挙がっているのは、全く一般財源だけなんで、同一の事業というふうには、なかなか捉えにくいんで、全く別の事業であれば、当初の説明の中にもあったように、これ、個人の施設を対象にして、補助しますということだったんで、その対象にして、補助ができる要綱ですね、これは、どのように整備されているのか。それについて、それぞれ再質問の答弁お願いいたします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） それでは、1点目のワクチンの関係ですけど、三混の話かと思うんですけど、これは従来型、ちょっと、その省略文字は、僕もちょっと、勉強不足で申し訳ないんですけど、三種混合は、従来から、百日咳、ジフテリア、破傷風いうて、これはもう、随分前からあったわけなんですけど、そして、生ポリオというのが、ここ数十年、続いておったように思います。

その中で、ポリオワクチンのほうが、今まで、スプーンで飲んでいたと思いますけど、それが接種型になりまして、それが不活化ポリオ。生ではなくて、不活化のポリオワクチンになりまして、これが、この今年の、24年の9月から実施ということで、国の制度に基づ

いてやり始めておったわけなんですけど、その後、新しく四種混合のワクチンが、従来の百日咳、ジフテリア、破傷風にプラス、不活化ポリオということで入りまして、それが、新しい、新しいと言いますか、四種混合ワクチンということで、厚生省の認可が通りまして、11月から予防接種を開始できるという旨でしまろうとしているということでございます。

その後、追加で質問のありました要綱につきましては、ちょっと、再度また、休憩時間等で確認はさせていただきます。後ほど、また、報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 新規就農の件でございますが、新規就農につきましては、当初ということで、バクッとしたような形での予算計上ございました。

ところが、全国的に新規就農の方が、非常に多いということでございまして、予算的には、国のほうの予算がもう、枯渇をしておる状況でございます。

まあ、その中で調整をされながら、国のほうの予算も、今のところ、最終的には、私どもも、補正の見込みについては、確認しておりません。

それから、もう一つは、佐用町におきまして、だいたこう、できるという形のものが、はっきり分かってまいりますので、この方についてはということで、1名は確定しております。もう1名については、今、進行形でございます。

で、後は、直ぐに新規就農者が、この事業にですね、該当するかといえば、明日から、例えば、直ぐこういう形での就農ができるかということ、なかなか、そうは、農業ですからいかないということで、今のところ、私ども、見込める範囲内での数字ということでございますので、予算的にも、もう無理があるということで、450万を落とさせていただいたということでございます。

もう一つは、シカの関係でございますが、シカ処理につきましては、三日月につきましては、共同という形での扱いございました。これにつきましては、兵庫県のほうから、共同事業でされる場合には、100万円を限度にということでの助成があるということでございます。

で、今回の場合には、個人でございますので、個人の事業につきましては、兵庫県のほうからは、助成はできませんということでございますので、これにつきましては、町で単費でできる範囲内ということでございます。

で、補助の要綱につきましては、これは、以前にも、産建委員会でもお諮りしたんですが、今あります農林水産事業の関係補助金の交付要綱、これを一部を改正させていただいております。その中にも、いわゆる非営利団体等が、町おこし、地域づくりの時に行う場合ですね、これにつきましては、補助対象300万円までは全額、300万円を超える場合には4分の3をとということです。

それから、営利事業者が、事業用資産として使用する施設については、3分の2ということ。個人がされる場合ですね。これは3分の2ということでございます。補助事業。これは、一律、施設は、限度額として500万円。上限が500万円ということでの要綱を設置しております。

議長（西岡 正君） はい、石堂議員、よろしいですか。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） 今、石堂議員が言われた、同じ、新規就農支援事業。課長の説明で、3件が、今回、補正予算で落とされたということですが、全国的には多い中で、佐用町では少ない。もっと、佐用町でこれ、積極的に新規就農を呼びかけるのか、そういうふうな対策は、どういうふうにしたのか、それをお聞きしたいのと。

それから、13 ページ、環境衛生費の住宅用太陽光発電システム設置補助金。これ、当初、560万、50件で、要望があれば、町長も補正予算でやるということで、今回、補正されたと思うんですけども、8月ぐらいに担当課に聞いたら、4件ぐらいしかなくてということで、この状況、その1件当たりの、その補助の額とか、どういうふう急に伸びたのか。そのへんと、お願いします。

[農林振興課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 新規就農の関係でございますが、新規就農につきましては、非常に難しいところがございます。というのは、基本的に、私どもが考えておりますのは、新規就農をされ、その新規就農をされる方については、人・農地プランという形での計画を立てていくということで、何集落か、入ってはおりますが、その中で、どう言うんでしょうね、いわゆる、地域の中で、その方が核になって、いわゆる、農地を守っていただけると。こういった方を、新規就農という形での捉え方をさせていただきたいということでございます。

ですから、1反、2反を農業としてやる。こういった方につきましては、この新規就農の150万円には、私どもは、あまり考えておりません。

ですから、勢い、10町、20町がですね、直ぐに集まるとは思っておりませんが、そういった地域の中での核になっていただくということ。地域全体がプランを立てていただく。これが一番、キーでございますので、ここができたところから、順次、そういう方を新規就農者と位置付けていくと。その方については、150万円の5年間の、最長で助成をさせていただくという形を、今のところは考えておるわけございまして、そういう方が、なかなかこう、直ぐに出て来るといえるものではございませんので、そこらへんだけは、ご理解いただきたいと思います。

[住民課長 挙手]

議長（西岡 正君） 住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） それでは、太陽光発電の補助金について、お答えさせていただきます。

当初は、何か、議員さんのほうが、申請数が少ないというお話があったかとは思いますが、4月から10月までの7カ月間で、実際、31件の申請がございます。

で、1件当たりの平均の補助額が12万6,700円程度の補助金でございます。で、今後、

11月から3月の5カ月間につきましても、いろいろな住民さんとの要望等を聞かせていただいて、まだ、20件以上は出て来るというような形で聞いております。それに伴う、当初は、3キロワットの方が25件だとか、5万円の方が25件、それから2万5,000円に係る分が25件というような形で、当初は見ておったんですけど、やっぱり、そういう5キロワットに係る需要が多いと。要するに、容量の大きいものを建てられる。つくられるという形で、今回、補助が底がつくというような状態になっておりますので、今回、増額という形で120万円の増額予算を組ませていただいております。

議長（西岡 正君） はい、金谷君、よろしいか。

5番（金谷英志君） はい、分かりました。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 先ほどの新規就農についてですけれども、やはり農業をしたいという人はたくさんあるし、それから、やはり、こういった過疎化の中で、農業で人を、IターンとかUターンとかいう形で呼び寄せるのも、町の活性化の一つになると思うんですが、この新規就農の場合ですが、年齢が、多分、45歳までということだったと思うんですけど、やはり、来られている、佐用に住まわれている方で、48歳なんで、該当しないということなんですけど、やはり、少しでも農業を守っていく。また、地域の活性化という意味でも、そういった声をね、年齢を上げるとか、それから、さっきも言われたように、期日とか、締切りを、もうちょっと延ばすとか、そういう方法を、ぜひ、考えていただきたいと思うのが1点と。

それから、ちょっと細かいですが、ページ数で言うと、11ページですが、平福の地域福祉センターの運営費で、修繕料が120万2,000円ですが、これの内容と。

それから、たくさん出てますが、各施設で、エネルギーサービスプロバイダー手数料。手数料ということは分かるんですが、これは、どういった会社で、また、どういう、どう言うたらええんかな。今までは、ほかでやっていたのかどうか。そのへんをお尋ねします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 先ほど、おっしゃいました、その年齢制限につきましては、これは、国の制度でございますので、45というんが、47歳、2歳違うたらどうだという話なんでしょうけども、ここのところは、私どもも、どうしようもないところだと思います。

もう1点は、先ほど言いました、とにかく、新たに地域に帰っていただくIターン、Uターン等の方もいるかと思っておりますけども、こういった方が就農される場合には、この制度じゃなしに、ほかにですね、地域の中でやられるということになりましたら、そこでの、どう言うんですか、農地の貸し借り、こういったものにつきましては、農業委員会等を通してやっていくというような方法も一つあると思います。

ただ、もう1点、先ほどから言いますように、新規就農が行われる地域という、そういう地域指定をした場合には、人・農地プランというものを作りますので、人・農地プラン

を作りますと、利用集積という形を、そこで、その方にできやすいような形も、一つの計画の中に入れていただきたいということでございますので、虫食い状態を作ることは、あまり好ましくないということでございます。このへんも、考慮しながら進めていく必要があるということです。

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長ですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

健康福祉課長（森下 守君） これは、平福の地域福祉センターの給湯器関係の補修、修繕工事でございます。給湯器のほうは、一定の温度を保つために、チラーという施設、温度を一定に保つ装置があるわけなんですけど、それが三つ、平福の場合ありまして、その内、その一つ一つに、それぞれ圧縮機というのが、また、二つ付いております。そういった複雑な、温度を一定に保つ機械なんですけど、その一部のチラーの中の、圧縮機の2機が、今回、ちょっと、不具合を生じております。その関係で、そのポンプユニット関係の修理とか、そのタンク、それから弁、センサー等の取り換えも必要になってきております。

現在は、それ以外のチラー、温度を保つ機械がありますので、それで運転をしておりますけど、今回、それを、現在の修繕をせなあかんとこを止めますと、また、その給湯器、チラーのほうに負担が掛かりますので、早急に圧縮機を取り換え修繕を行いたいということで、今回、補正に挙げさせてもらいました。以上です。

議長（西岡 正君） はい、笹田議員、よろしいですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） ごめん。総務課長。すいません。

総務課長（鎌井千秋君） エネルギーサービスプロバイダーについては、私のほうから説明させていただきます。

これについては、今回、全体で 10 施設を挙げております。これについては、今まで関西電力に電気代として支払っていたものを、電気代として、エネットという会社でございますけども、これは P P S と呼んでおります、特定規模の電気事業者でございます。50 キロワット以上の高圧電気の利用者に対して、電力を供給する事業者でございます。

それから、これに手数料としまして、現在、エネリックという会社でございますけれども、エネルギーサービスのプロバイダーでございます。E S P と、こう呼んでおりますけれども、これに手数料支払った。そして、効果額として、今回で、10 施設で、年間で、全体で 80 万強でございます。約 80 万の効果額があるように、現在の時点で見えております。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、笹田議員、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 先ほどの修繕料のことですけれども、そしたら、給湯器の修繕ということなんですが、定期的に、これは見なければいけないとかいうような、そういったことは決まっているのかどうか。早めに見つけて、対応をするということがあるのかどうか。

それと、その次の、エネルギーサービスプロバイダーの手数料ですが、これ、見込みで、全体で80万ぐらいという、利益というか、上がるということなんですけれども、これは、そしたら、年に1回の更新。更新というか、されるのか。それとも、1回最初にすると、もうそれで、終わりなのか、そのへんをお尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 修繕というのはですね、機械が老朽化しますから、これはもう、設置すれば、必ず出て来るものです。

このチラーというのは、冷房機、この空調機と同じものです。それは、空調の場合は、空気を冷やす、温める。この平福の場合には、その原理を応用して、水を温めて給湯するという施設です。

それから、平福もですね、既に建設をして、もう十数年経ちました。だからもう、機械としては、当然、壊れて、故障がしてくる。老朽化してくる時期に当たっています。これは、どこの施設も、これ、今後出て来るわけです。

先般も各、かなりのたくさんの施設をですね、空調の、南光の文化センターをはじめですね、取り替えましたけれども、だから、今後、たくさんの施設の、この維持管理費というのはね、当然、大きな町としての負担になってくるということを、まず、この中で、ご認識をいただきたいというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） この更新についてですけれども、これについては、その状況を見ながら、効果があるということであれば、継続していくと。状況判断によると思います。

契約内容については、それぞれ、各施設の担当のところのほうが、詳しくは分かりますので、そこから答えていただいてもいいですけれども、まあ、状況としては、そういうことです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、ほかにありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 補正内容の説明を聞くということで質問しますが、13 ページの衛生費の塵芥処理費。補正額はゼロなんですけど、予算が、乾電池等処分委託料は増え、それから、焼却灰等資源化処理委託料は減ということで、実態として、この内容を、この増減のありようについて、説明お願いしたいのと、それが1点。

それから、もう一つは、19 ページの消防費です。消防費の中の常備消防費として、今回、西播磨の消防広域化協議会負担金、準備経費として、508 万 9,000 円ということで、その内容について説明をお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） そしたら、13 ページの塵芥処理費の廃乾電池等処分委託料と焼却灰の資源化委託料の増減についてご説明をさせていただきます。

廃乾電池の処分については、今、資源回収の関係で、今回、新たに、蛍光灯と乾電池を処分をする所が、まだちょっと、決まっておりましたので、今回、新たに、業者というところの選定をさせていただきました、大阪にあります野村興産という会社に、直接引き取っていただいて、この野村興産という会社が、どこか、北海道のほうの所へ持って行って、水銀を抜き取るだとか、そういう処分をする所に持って行く経費として、蛍光灯が 1,500 キロを予定しております、それが、ザッと 12 万。それから、電池も 5,000 キロぐらいの処分費という形で、ザッと 48 万 5,000 円と、それから、1 回の運賃 5 万円前後、これが 60 万という形でございます。

それから、焼却灰の委託料の減でございますが、今までクリーンセンターで処分しておりました焼却灰について、赤穂の住友セメントへ持って行く部分がいづらかありましたので、そういった物も、いづらか減るといって、自分とこの処分地でも埋め立て処分ができるという形で量目も減りましたので、その運搬費用等の削減で、60 万という形で、プラスマイナス、今回、委託料の、費用にかかる分が 60 万。それから、不用額等が 60 万という形で、今回、増減という形で出させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、続いて答弁願います。

〔消防長 挙手〕

議長（西岡 正君） 消防長。はい。

消防長（敏蔭将弘君） 常備消防費の準備経費について、ご説明申し上げます。

提案説明で、町長のほうからも説明していただいたところなんですけれども、先日、新しい消防組合の規約の設置のほうを議決いただきまして、来年の4月1日から、新しい消防本部、消防組合がスタートするという状況でございます。それをするために、それまでに必要な、最低限の経費を、今回、計上させていただいたということでございます。

内容的には、新しい消防本部が揖保川庁舎にできます。そこでの事務用品関係。細かいものですと、管理者、あるいは消防長の角印から、そういった事務用品ですね。それから、職員の机、ロッカー。それから、新しい組織になりますので消防職員の制服関係。それから、各消防署、建物、車両の看板の書き換え。こういった費用を、人事分科会、あるいは

総務分科会のほうで積算しまして、積み上げております。総額で、3,427万円。

その内、消防本部、本部に係る経費ですね、これが、468万5,000円。これについては、構成5市町での均等割になっております。それが、佐用町分として93万7,000円。それから、佐用消防署に係る経費ですね。職員の被服とか、あるいは、その看板、車両の書き換え、このあたりも含めまして、415万2,000円。合わせて508万9,000円の準備経費として計上させていただいております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

17番（平岡きぬゑ君） はい。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。ないようですから、これで、本案に対する質疑を終結します。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 一つだけ、まあ、この際ですから、ご理解いただきたいことがありますので。

新田議員がですね、ご質問いただきました児童保護措置の委託料。100万増えたというのは、余所の、町外の保育園にですね、預ける場合に、町としても、その負担をするという形になっています。これが100万も増えています。

で、ここ当たりですね、非常にまあ、今、保育の現場、あり方というのがですね、まあ、言うたら、どこの施設にでも、預けると。

で、やはり、ただ、町としては、これだけ町営でですね、これが私立なら、まだ、どちらでも、あまり大きな影響ないんですけれども、町立で、保育園を、それぞれ運営をし、設置しているわけです。だから、できるだけ、町の保育園を使っただけなら、これだけの費用は要らないわけですよ。

でも、それが、それはまあ、その保護者のですね、勤め先とか、まあまあ、いろいろと、その都合、考え方で、町外の保育園に預けられると。

で、これまで、4人だったのが、今度、8人ぐらいに増えたと。で、それもですね、非常に多いのは、三河保育園みたいですね。本来は、三河保育園に行っていたたく。宍粟の保育園。だから、三河保育園も、あれだけ少なく、本来、元々、増やしたいということを行いながら、一方では、こういうことがね、やっぱりあるということは、ご理解いただきたいと思います。

まあ、三河の場合ですと、多分、山崎のほうの保育園に通園させていると。そうすると、町も受け入れればね、逆に、ほかからもいただくんですよ。でも、なかなか、そういう受託、受け入れるほうは、逆に少ないんですね。いっぺんにこれ、私も、ちょっとびっくりしたんですけども、こっだけ増えているという実態があります。

議長（西岡 正君） 先ほどの町長の答弁に何かございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　ちょっと、待ってください。質疑を終結しておるんですけども、質疑は終結しました。

あと、町長の言われたことについては、新田議員のほうからは、何かございますかということ。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　ありますか。はい。

2番（新田俊一君）　　ちょっと、あまり金額が大きくなってきているのでね、どういうことかいなと思いましたが。まあ、町長の説明を受けて、良く分かりました。ありがとうございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　関連ですか。そのの。今の。

17番（平岡きぬゑ君）　　関連です。

具体的に、三河保育園から宍粟保育園に行っている子が多いというのを、今、言われたので、その要因。なぜ、そうなっているのかということについての原因。これも、ちょっと、お願いします。

議長（西岡 正君）　　はい、分かり次第、だけ。

町長（庵途典章君）　　保護者の都合と、考え方です。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君）　　働く人の都合でしょう。だから、長時間保育であるとか、その保育条件の問題は、町にとって、そこらへんまで詰めた検証というか、されているんですか。聞きたいです。

議長（西岡 正君）　　はい、分かりますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、お願いします。健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君）　　今、町長のほうから言われましたけど、確定で、お名前等は、お出しはできないんですけど、地域的に、そういう方もいらっしゃる。

ですから、佐用町内にお勤めの方は、その保護者の通勤の関係上、佐用の保育園に、例えば、上郡のほうから依頼があったり、例えば、たつの市でも旧新宮町のほうから、こちらのほうにお勤めなので、保育のほうをお願いできませんかという、当然、相談もある中、

できる範囲のことは、これはもう、相互で協力をしていきますので、保育のほうを請け負うと。お互いに受けて、また、お願いするという形で進めております。

まあ、実態と言うよりも、保育に欠けるお子様方を、どこの保育園に預けるというのは、もう保護者の選択の中でいくのが、児童福祉法の中でもできております。

ただ、その整備については、保育園につきましても、公立については、市町村が責任もって設置するという中で動いておりますので、特に、個々の事情の資料は、ちょっと持ってきておりませんが、概ね、こういう朝の通勤の、お母さん方の通勤の関係で、宍粟地域とか、たつの地域のほうに、現在、お預けになっているやろうということで、それに対しは、全面的に、町のほうが措置費で補助するというところで報告であります。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、もう1回、そしたら。

17番（平岡きぬゑ君） もう1回ね。

議長（西岡 正君） はい。

17番（平岡きぬゑ君） だから、通勤とかになると、具体的な話になっているから聞きたいんですけど、三河保育園を、旧南光ね、1園にするのを、中安保育園って提案されているでしょう。そしたら、通勤の関係でいったら、今以上に遠くなるんやね。そこらへんは、どうなるんですか。ちょっと、聞きたい。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 当然、協議会、委員会で、それは、三河地区だけではなくて、ほかの地域でも討論になる議論の内容だと思います。

それはまた、保護者の方、地域の方とご相談する中で、懇談会、協議会を進めておるということで、この場で、たまたま措置の話で、お話、こうなっておりますけど、それはもう、協議会、懇談会のほうで、当然、お話を進めていきます。

それと、もう一つ言えるのは、今現在のお話を、協議会、委員会、又は、懇談会でしておるのではなく、やはり、5年後、10年後の保育、幼児教育を含めた、保育サービスの充実に向けて、それを見ての今回の適正化で各地域に回っているということをご理解の上で、今回の説明をさせていただきたいと思います。以上です。

議長（西岡 正君） これから、討論を行います。まず、原案に反対の方はございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） 一般会計補正予算に反対の立場から討論を行います。

本補正予算は、補正額の7割以上を占めるメガソーラー関係を、私達も、毎年の予算要

求の中でしてきたものですし、当然、賛成できるものであります。

そのほか、議会のアンケート関係の予算をはじめ、当然、必要な補正予算となっております。

しかし、問題として、町が責任を持って充実を努めなければならない、さよさよサービスの社会福祉協議会への移譲を前提とした南光地域福祉センター工事費の補正予算は問題があります。今、多くの町民の方から、さよさよサービスの毎日運行を求める声も出されているところです。

9月の議会では、当局は、毎日運行をしないことが、移譲の条件となっていると答弁されておりますし、今日の答弁でも変わらないと理解しました。

この移譲で、過疎地域有償運送となり町外への運行ができることは、当局は、メリットとして挙げておられますけれども、移譲後も運行経費は町負担であることからして、当局は、メリットと運行しないこと。移譲後も通行経費が町負担であることから、毎日運行しないことを条件としたと。そうした移譲は、町の責任逃れと言わざるを得ないものです。

また、平福保育園の改修について、9月の議会で、3園統合の合意が取れたとの議会説明を行っておりますけれど、この間、地域の方の声など、経過は、住民合意の不十分さが明らかになってきています。この点では、将来への禍根を残さないためにも、当局の丁寧な対応を求めて、反対討論とします。

議長（西岡 正君） はい、賛成ございますか。賛成討論ありますか。ないようですので、討論を終結します。

これより議案第126号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第126号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、挙手、多数であります。よって議案第126号、平成24年度佐用町一般会計補正予算案（第4号）の提出については、原案どおり可決されました。

ここで暫く休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

午前10時49分 休憩

午前11時04分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き、会議を続行いたします。

日程第2．議案第127号 平成24年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第2、議案第127号、平成24年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、あります。鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 6 ページでお願いします。6 ページの退職被保険者の関係で、療養給付費の増額補正、大きなものがあるんですけども、これは、昨年度決算から見ても、昨年度が1億1,000万ほどですから、今回で、1億4,000万ほどということになります。この給付費の増というのは、退職被保険者数の増加、そういったことでの増なのか。まあ、1件当たりの医療費が高くなったとか、そういうことなのか。その内容説明。この補正のですね。それが1点目。

それから、7ページの出産育児一時金3万円の減額。630万円から、4,000円は事務費ですけど、630万円から3万円引いて627万円ということですね。これで昨年度決算と同額になるんですけども、ここで確認したいのは、627万円だったら、いわゆる39万円プラス3万円の42万円が14人。それから、3万円プラスされない39万円が1人で627万円という計算になります。

いつも、昨年の決算もそうだったんだが、1件39万円というような計算になるんだけど、これなぜ、こんなになるのか。この2点、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 退職被保険者の、今回、4,400万ほど増えている理由をお尋ねだと思います。

まあ、人数につきましては、あまり増えているような傾向はございません。

ただ、どうしても、サラリーマンから退職された方については、統計的に見ても、医療費が増えるというのが、今までもずっとあるわけですけど、今回、急にこう、4,000万近いお金が、なぜ増えるのかという形でございますが、その算出の中で、主な病名等も調査させていただいたら、30人ぐらい、ちょっと、8万点ぐらいな医療費を、ずっと持っておられる方がおられます。それが、4月頃から、9月診療ぐらいまでに、相当、1人で400万も500万も掛かるような医療を使われているケースがあります。それに係る分が、どうしても、今回は、増えたという形と。

それから、制度的に、今までは、一般の被保険者で掛かっておられたものが、退職等による年金の受給だとか、資格の種別を一般から退職へ振替するという形になります。一旦、一般で支払っておったものを、今度、退職の被保険者に資格を変更することによって、一般の医療費を減らし、退職の医療費に振替することによっての増というのもありますので、今回、そういった形で1,000万ぐらいの退職の振替、プラス、個人的な医療費の増という形の分を含めて4,400万という形にしてございます。

それから、出産育児金につきましては、議員ご指摘のとおり、国保の条例の中にも、そういった、第5条で39万円で、健康保険の定めにより必要ある時は、3万円を追加して42万円を払うことができるという定めになっております。

で、今回、通常であれば、産科医療補償制度という、3万円の中身につきましては、産科医療補償制度というものが3万円という形で、われわれ理解をしております。それで、今回、それこそ、さっき言われたように、14人プラス1人ではないかというようなご指摘もあったとは思んですけど、今回、1人の方、たまたま今回、1人なんですけど、死産で出産された関係上、42万円ではなく39万円支払ったという形で、今回、その不用額と

言いますか、産科医療制度に該当しなかったというものが3万円あるということ。実績の3万円減という形で。

それと、一般会計からの繰り出し、繰り入れの関係等もありますし、ちょっと、財政のほうから、ちょっとこれは、財政的な指示もありました関係上、こういった形での減という形でさせていただいております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかにありますか。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結します。
これより議案第127号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第127号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第127号、平成24年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第128号 平成24年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第2号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第3、議案第128号、平成24年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第2号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） まず、3ページの財政安定化基金の関係でお伺いします。
財政安定化基金の交付金が、当初、1,449万3,000円全額、補正減ということになっています。
当初予算の時に、この交付金の関係は、保険料軽減分含めて、保険料徴収が十分でない。補てんを含めてですね、交付金が見込めるんだというようなことで、当初予算組まれていたんですけども、いや、これ、単純に思い違いだったということなのか、何か、事情があったのか。
この交付金は、当初、必ず来るということで見積もってあったんでね、この減額になった理由。

議長（西岡 正君） はい、お答え下さい。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 当初予算では、議員おっしゃられますように、交付金で財政安定化基金交付金という形で挙げさせてもらってありました。

この後、県のほうから指示がございまして、1段下の行にですね、今度、県補助金。10番で節がありますけど、同額の1,449万3,000円ということ、今回、補正で計上させてもらっています。

説明書きでは、介護保険料軽減事業補助金ということで、今回、それに代わるものが、県の補助金の交付要綱というか、交付の関係の名目が変わりまして、内容的には、丸っきり財政安定化基金の取り崩しと同じ内容でございますが、歳入科目の変更という形で、今回、補正を挙げさせてもらっています。金額については、同額でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） 分かりました。それは。

続いて、8ページの関係でお願いします。その財政安定化基金との関連ですけども、この公債費の関係ですね。公債費の関係で、これは、当初予算の時に、前の健康福祉課長と大いに議論してもめたところであります。

まあ、第4期の中で6,000万円からのね、借金をしたというのが、この5期に引き継がれて返済ということで、当初予算に、その7割の4,200万円を計上して予算化した。当然のことながら、3年間で返すんだったら、2,000万円ずつすべきだという指摘に対して、いや、こういう金は早急に返さなきゃいけないんだということで、4,200万円。そうですよ、あの時のやり取りはね。4,200万円のを組まれたんですね。

この組んだために、どうなったか言いますと、4,200万円、きちっと組んだために、私たちは、介護保険料が5,200円から5,100円になったけども、実際は、5,000円切れるという試算を、当時の課長にも提示しました。

で、これを3年間で2,000万ずつにすれば、介護保険料5,000円切れるじゃないかと。5,000円切れるのと、切れないのと大きいから、そういった指摘もしたんだが、いやいや、これは一度に4,200万円返すべき。返さなきゃいけないんだということでの見解でした。

で、それで伺いたいんだが、ここにきて、ポッと、2,000万円に変えると。だったら、最初の、課長、辞めったから関係ない言われたら終わりやけどね。ただ、あの時の、これ、こっちだって、真剣に議論したのに、ここでポンとね、減額して、もう、これだったら、3年間で2,000万円ずつというね、当初、私らの指摘どおりになったわけだけ、これを初めからやってくれていたら、この5,100円の保険料も、いくらかは加減できたということからしたら、もう非常に残念な思いをするんだけど、ここにきて、なぜ、この減額、2,000万円にされたのか、お伺いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 前段で、いろいろご説明をいただきまして、ありがとうございます。

確かに、当初予算の時には、当然、討論があった内容ではないかと思えます。

それで、当然、当初予算ですので、保険料の、先ほども話がありましたけど、標準的な基準額の5,100円の討論もされていたということで、議事録にも、当然、載っておるかと思いますが、確かに、この公債費の中で、当初予算の中で、どれだけ組み入れるかということで議論をされておったようでございます。

その中で、最後のほうに、多分、前課長のほうも、介護保険の、今回、特別会計、まあ、要するに、佐用町としての意気込みを、ここで、最後のほうには、言葉として言われたんではないかというふうに、僕も、ちょっと認識をしております。

で、今回の補正予算を見ていただきましたら、やはり給付費が、当初、やっぱり、5期計画を予定した初年度の予定よりも、若干、上回って、今回のほうも、幾分か給付費の伸びを補正をさせていただいております。そういった中で、当初は、6,000万の内、4,227万3,000円を、何とか、少しでも早く返そうじゃないかという、特別会計の当初予算を組ませていただいていたわけなんですけど、やはり今後、下半期の給付状況等を、伸び率を見ますと、やはり、それは難しいんじゃないかということで、今回、非常に、見通しが甘かったと言われたら、それでおしまいでございますけど、精査する中で、今回、補正で2,227万3,000円の減額をし、差し引き、今回の公債費につきましては、2,000万円ということで、提案させていただいているということでございます。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、もう1点だけね。給付費が増えたからということが、大きな理由みたいに言われるけどね、その一方で、基金に1,400万円積み立てておるんですよ。そうでしょう。当初予算より1,400万円、基金積み立て増やしておるんやね。ということは、これは給付が増えたから、やりくり上、4,000万円返せなかったというよりも、その1,400万円は、基金に積み立てるということですから、このやり繰りはね、ちょっと、最初の話と違うなというふうに感じるんだけど。やりくりして、1,400万円、基金に積み立てが余ったんでしょう。だから、今回、補正になっておると思うけど、そのあたりは、どう思いますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 確かに、数字上、そういうふうにご意見を、お考えになられるかと思いますが、やはり、特別会計を運営している上におきましては、やはり全体の、今現在の状況も精査。そして、下半期以降のことも精査していく中、ご存知のとおり、やはり5期計画、3年間。今年度から3年間を見込む中で、保険料も確定し、そして、特別会計も運営していかなあかんという中で、今回は、再度、予算の中の見直しをさせていただきまして、やはり準備基金としても積み立ても必要ではないかと。また、再度、公債費の支払い額についても見直しが必要ではないかということで、町としましては、いろいろ

検討する中、今回、補正を挙げさせてもらったということで、ご理解を願いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、いいですね。ほかにありますか。
ないようですので、質疑を終結します。
これより、討論に入りますが、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） まあ、補正ですから、従来はあまり反対討論しないんだが、やっぱりこれはね、当初予算の関係からして、こちらが指摘して、保険料軽減、少しでも下げて欲しいというね、議論の中で、この償還金の関係を議論してきたと。
しかし、それは譲れないということできたのに、ここにきて、まあ、正常な形というたら正常な形だけど、正常な形に戻す一方で、浮いた金を基金に積み立てるということになれば、当初予算の議論は何だったのかという点は、言わざるを得ない。
まあ、そういったことからして、納得できない補正ということを指摘し、反対討論とします。

議長（西岡 正君） ほかにございますか。
はい、ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 128 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 128 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって議案第 128 号、平成 24 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 4．議案第 129 号 平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 4、議案第 129 号、平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから、討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 129 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 129 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 129 号、平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 5．議案第 130 号 平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 5、議案第 130 号、平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑に入りますが、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） はい、3 ページ、10 番のですね、現年度分の簡易水道使用料が 908 万円。この増えた要因のですね、どのように分析されておるか。
それから、10 番の不動産売払収入 261 万 4,000 円。この場所と地目とか面積を教えてください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長、答弁願います。

上下水道課長（小林裕和君） まずはですね、水道使用料ですけれども、当初予算です、前年の実績を踏まえてですね、見込んでおったものですね、若干、水道の使用量伸びたと。出て来たということですね、再度、精査させていただいて、908 万円ですね、増を見込ませていただきました。

それと、土地の売払ですけれども、最初、町長のご説明にもありましたようにですね、本位田の水源地。水源地がですね、河川改修によってですね、河川区域になるため、県のほうにですね、用地買収をしていただきました。その面積がですね、174.31 平米を売却いたしましたので、その土地代金、261 万 4,000 円をですね、入として補正させていただくものであります。

議長（西岡 正君） よろしいか。はい、ほかにもございますか。
ないようですので、質疑を終結します。
これから、討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

議長（西岡 正君） これより議案第 130 号を採決します。この採決は、挙手によって、はい。すいません。ちょっと暫く休憩します。

午前 1 1 時 2 2 分 休憩

午前 1 1 時 2 3 分 再開

議長（西岡 正君） はい、それでは、休憩を解き、会議を再開します。
これより議案第 130 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。
議案第 130 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 130 号、平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 131 号 平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 6、議案第 131 号、平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑がありますが、質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 131 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 131 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 131 号、平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 132 号 平成 24 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 7、議案第 132 号、平成 24 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 132 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 132 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 132 号、平成 24 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。
お諮りします。議事の都合により、明 15 日及び 16 日は、本会議を休会したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。
次の本会議は、17 日、月曜日、午前 10 時から開会し、一般質問を行いますので、ご了承
いただきますようお願いいたします。
本日はこれにて散会します。大変、ご苦労さんでした。

午前 11 時 26 分 散会